



高岡市告示第21号

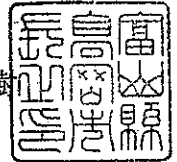
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による富山高岡広域都市計画事業新駅周辺土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成28年3月23日

高岡市長 高橋正樹



字の区域の変更に関するもの

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「京田」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	下黒田	1520の1、1520の2の一部、1679の一部、1680の2の一部、1681の2の一部、1682の1の一部、1682の2の一部、1684の2の一部、1710の2の一部、1714の2、1716の2の一部、1718の一部

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

市名	従前の大字の区域を変更し、大字「下黒田」に編入する区域	
	大字名	地番
高岡市	京田	649の2、653の2の一部、693の2の一部、697の2の一部、698の一部、699の一部、700の2の一部、701の2の一部、702の2の一部、707の2、711の2、712の2

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。